

様式第3号(第12条関係)

審議会等の会議の記録

会議の名称	令和5年度第3回伊勢崎市介護保険運営協議会
開催日時	令和5年9月26日(火)午後1時30分から
開催場所	市役所東館5階 第1会議室
出席者氏名	(委員) 久保田会長、南雲副会長、岡田委員、木暮委員、島田委員、都丸委員、岡部委員、原委員、川端委員、寺岡委員、宮澤委員 (事務局) 長寿社会部部長、長寿社会部副部長、高齢政策課長、高齢政策係長2名、生活支援係長2名、地域包括支援センター所長、地域包括支援センター所長補佐、地域包括支援センター係長1名、介護保険課長、保険料係長2名、給付係長2名、認定係長2名、介護保険課給付係職員
傍聴人数	1名
会議の議題	協議事項 第9期高齢者保健福祉計画(案)について ① 第4章 計画策定に向けた課題 ② 第5章 計画の理念と方針 ③ 第6章 施策の展開
会議資料の内容	・第9期伊勢崎市高齢者保健福祉計画(資料1)

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
(会長)
これより議事を進行させていただきます。次第3の議事 第9期高齢者保健福祉計画（案）について事務局より説明をお願いいたします。
- (事務局)
資料1の第9期伊勢崎市高齢者保健福祉計画について説明させていただきます。
表紙めくっていただき、目次をご覧ください。上から3行目ですが、前回の運営協議会にて第4章の第1節高齢者の現況からみた課題までを協議いただきましたので、本日はその下の点線で囲ってある、第2節の第8期計画の主な取組と課題から途中第6章の第1節を飛びまして、第6章第2節と第3節までご協議いただければと思います。
現段階でまだ確定しない事項、例えば本年10月の人口や、県との調整等を伴う事項などにつきましては、次回以降協議いただくこととなります。
資料については、そういった関係でいくつかの項目に数値が入っていない部分やページそのものが入っていない部分がありますので、ご了承いただければと思います。
1ページをご覧ください。第4章 計画策定に向けた課題の、第2節 第8期計画の主な取組と課題となります。
現在の第8期計画では、基本理念実現のための6つの基本方針と、それに基づく施策により事業を行っており、関係部署への調査を行い、集約したうえでの取組と課題内容となっております。課題内容につきましては、第5章の基本方針や施策の展開へとつながっていきます
- 2-1 介護保険サービスの展開については、居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービスに関する取組と、課題として、サービス提供体制の必要性や施設整備の推進について記載しています。
- 2-2 介護予防事業の推進については、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業に関する取組と、課題として、専門職の関与や他事業との連携、住民参加型の地域づくりの推進について記載しています。
- 2-3 包括的支援事業の推進については、包括的支援事業、在宅医療・介護連携推進事業や生活支援体制整備事業などに関する取組と、課題として、高齢者相談センターの周知や相談の集計分析による実態の把握について記載しています。
- 2-4 認知症施策の推進については、認知症に関する取組と課題として、認知症に関する促進について記載しています。
- 2-5 見守り体制等の強化については、在宅高齢者の生活支援や高齢者虐待に関する取組と、課題として、市内巡回や家庭訪問を実施している事業所との連携や高齢者虐待の相談支援の充実・強化について記載しています。
- 2-6 高齢者の住まいや移動に配慮したまちづくりの推進につい

では、住宅や交通に関する取組と、課題として、高齢者の在宅生活の継続を目的とした住宅改修や高齢者にとっての公共交通政策の重要性について記載しています。

2-7 生きがい活動支援の充実については、各種生きがい活動に関する取組と、課題として、継続した生きがい活動支援の必要性や減少している老人クラブのあり方の検討について掲載しています。

2-8 健康づくりの推進については、高齢者の保健事業に関する取組と、課題として、健康診査受診の啓発と受診勧奨強化や生活習慣病関連疾患の予防対策について掲載しています。

以上の8項目が第8期計画の主な取組と課題ということでまとめられています。

次に5ページをご覧ください。第5章 計画の理念と方針についてです。

第1節 計画の目指す方向と理念と目標について、読み上げます。

第8期計画では「住み慣れた地域で、支え合い、つながり合い、安心して暮らすことができる健康長寿社会」を基本理念に据え、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を基本目標として各種取組を推進してきました。

第9期計画では、第8期計画の基本理念は継承し、更なる地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる、「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制の整備を推進します。

また、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成を支援するとともに、地域と公的サービスが協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりを推進します。

第9期計画の基本理念は「住み慣れた地域で、支え合い、つながり合い、安心して暮らすことができる健康長寿社会」で、8期の理念をそのまま継承しています。

また、基本理念の実現に向けた計画の基本目標については、「持続可能で包括的な支援を提供できる体制づくり」としました。

6ページからは、計画の基本方針になります。

8期での取組と課題、国の指針等を踏まえ、9期では7つの基本方針としました。

基本方針1 介護サービス基盤の計画的な整備については、高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるように、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備を推進していきます。

またそのために、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、介護サービス基盤を計画的に整備することとしました。

基本方針2 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進については、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、困窮分野も含めた、属性や世代を問わない相談支援等を多機関で協働して行うとしました。

基本方針3 認知症施策の総合的な推進については、国の基本的な考えに基づき、認知症になっても、尊厳をもって住み慣れた地域で安心して生活し続けるために、認知症についての正しい理解の普及啓発に努めるとともに、地域全体で見守り、支援する体制の整備を推進するとしました。

基本方針4 介護予防・日常生活支援総合事業の充実については、平成28年度から開始された総合事業の実施状況等について検証を行うとともに、さらなる充実化に向けた包括的な方策を検討し、集中的に取り組んでいくこととしました。

基本方針5 保険者機能の強化については、保険者機能の強化の視点を踏まえると、「地域マネジメント」にも着目した取り組みを推進していくことが必要となり、取組のアイデアを地域の関係者との議論を通じて生み出し、様々な財源を活用しながらその取り組みを推進し、継続した進捗管理を行っていくこととしました。

基本方針6 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上については、これまでも介護現場における介護ロボット・ICTの導入促進や、介護職員初任者研修の受講料補助やいわゆる介護助手の活用等、介護現場の生産性の向上に向けた取組が進められていますが、県と連携しながら、生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進することとしました。

基本方針7 高齢者の活躍支援については、多様な就労の確保、社会参加のための環境整備、健康寿命の更なる延伸のための取組、医療・福祉サービスの充実及びデジタルトランスフォーメーションの活用によって高齢者の活躍の場を広げる支援等を促進していくこととしました。

10ページをご覧ください。日常生活圏域の設定になります。

従来の地域のつながりや人口規模を考慮して、第6期計画から9圏域の設定となっており、第9期計画においても引き続き9圏域に設定します。圏域ごとの行政区についての表を掲載しています。

続いて11ページをご覧ください。こちらには、圏域別の高齢者人口や要介護認定者数、認知症高齢者の自立度の表を掲載予定です。

12ページをご覧ください。施策の体系です。

左の枠から基本理念、基本目標、基本方針、施策の順となっています。

基本方針に対応する現行施策の展開については、第8期計画と同様に施策の展開を、介護サービス、地域支援事業、高齢者一般施策と関連事業に分けて掲載しております。現在、標記の方法について、もう少し工夫をこらせないか検討しておりまして、修正の際には改めて紹介させていただきます。

次に13ページをご覧ください。第6章 施策の展開です。

まず、第1節の介護保険サービスの展開ですが、施設整備の具体

的な数値が未定のため現段階でお示しできませんので、次回11月の予定となりますので、ご了承ください。

14ページをご覧ください。第2節 地域支援事業の展開です。

事業は大きく3つの柱からなり、要支援者等を対象とした、介護予防・日常生活支援総合事業と、地域における包括的・継続的なマネジメント機能としての包括的支援事業、市町村の判断により行われる任意事業からなります。

本市では、このような地域支援事業の理念を地域全体で実践するため、市民や事業者などへの普及啓発に努め、介護予防のための通いの場の充実を促進し、認知症の人への支援、リハビリテーション等の専門家等との連携、地域ケア会議等を活用した多職種連携による自立支援型ケアプランを目指す取組の推進、高齢者相談センターの機能強化を図ります。

各施策の展開は14ページから19ページになります。

掲載されています多くの事業が、以前からの継続事業となっておりますので、全ての事業の説明ではなく、新規や拡充予定の事業を主に説明させていただきます。

15ページをご覧ください。ページ下段にあります訪問型サービス等の各サービス見込の表についてですが、こちらは11月に提示予定となっております。

18ページをご覧ください。ページ下段にあります⑤地域リハビリテーション活動支援事業ですが、拡充事業となります。拡充内容としては従来の取組に加え、通所介護事業所への派遣先を拡充し、リハビリテーション技術の向上を図ることとしています。

22ページをご覧ください。ページ上段にあります(4)地域ケア会議の推進ですが、拡充事業となります。拡充内容としては従来の取組に加え、地域包括ケアネットワーク会議を定期的に開催し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域における支援体制の整備を推進することとしています。

23ページをご覧ください。ページ下段にあります②在宅医療・介護連携の課題の抽出が、拡充事業となります。拡充内容としては従来の取組に加え、対応策等を協議し、医療・介護関係者間で円滑に連携できる体制整備に努めることとしています。

25ページをご覧ください。ページ下段にあります①認知症初期集中支援推進事業が、拡充事業となります。拡充内容としては従来の取組に加え、関係機関等と支援チーム間で情報共有を図り、支援チームの質の向上のための支援を強化することとしています。

27ページをご覧ください。ページ中段にあります③チームオレンジの体制づくりが、拡充事業となります。拡充内容としては従来の取組に加え、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備します。

33ページをご覧ください。第3節 高齢者一般施策と関連事業の展開です。保険外サービスによる在宅生活支援の充実、高齢者福祉施設の整備、高齢者向け健康づくり事業、見守りと高齢者虐待防止対策に係る施策、高齢者の生きがいと社会参加に係る施策、高齢者の住まいや移動手段等の確保に係る施策についての取組となっております。

37ページをご覧ください。ページ上段にあります③高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が、拡充事業となります。健康相談及び訪問指導の実施圏域を市全域とすることとしています。

続いて、同じページの中段にあります(2)若い世代からの健康づくりの推進が、拡充事業となります。拡充内容としては、従来の取組に加え、健康推進員等の地区組織活動の協力を得ながら、健康づくりへのきっかけとして参加者を増やしていくこととしています。

38ページをご覧ください。3-4 見守りと高齢者虐待防止対策に係る施策についてですが、現在、令和6年度から新規事業の案がございますので、進捗具合によって、次回11月に紹介させていただきます。

39ページをご覧ください。中段にあります(3)養護者による高齢者虐待への対応強化と(4)養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化がいずれも新規の事業となります。両方とも対応強化ということで、以前から虐待防止の対応は行っていましたが、第8期計画での掲載はなかったことから新規事業の位置づけとしています。

41ページをご覧ください。ページ中段にあります(2)老人クラブ活動の支援が、拡充事業となります。拡充内容としては本年度末策定予定の「老人クラブ活性化計画」の遂行としています。

43ページをご覧ください。ページ上段にあります(5)生涯学習の推進が、拡充事業となります。拡充内容としては従来の取組に加え、講座内容の充実に取り組むこととしています。

44ページをご覧ください。ページ中段にあります(7)デジタルトランスフォーメーションの活用が、新規事業となります。スマートフォンに関する講座などに取り組むこととしています。

45ページをご覧ください。ページ下段にあります施設整備につきましては、11月に提示予定となっています。

47ページをご覧ください。(5)高齢者等の移動に配慮したまちづくりの推進になります。令和6年度から、交通に関する新たなサービスが開始予定のため、拡充事業として、次回11月に提示予定となっています。

49ページをご覧ください。資料の最終ページとなっています。こちらには、災害及び感染症対策に係る施策を掲載予定ですが、内容については、次回11月に提示予定となっております。

説明は以上となります。

(会長)

ただいま事務局の方からご説明がございましたが、ご質問等がございますでしょうか。

(委員)

3ページの高齢者の住まいや移動に配慮したまちづくりの推進というところで、コミュニティバスの活用・充実や、調査研究を継続して公共交通の利便性を図っていくということが書いてありますが、福祉の管轄ではないとは思いますが、具体的にはどうしていくのでしょうか。豊受地区はスーパーが近くになく、交通手段もなく買い物に困っている人が多くいます。例えば、民間のタクシー会社に委託し、買い物の送迎ができる体制をとるなど、具体

的なことを考えていく必要があると思います。

(委員)

他の地域ではぐるりんタクシーという、運行ルート上であれば自由に乗り降りできる支援をやっています。停留所まで行くのが大変な人もいますので、そういった支援も検討していただきたいと思います。

(事務局)

今回の11月の際に第6章の施策の展開のところで、もう少し詳しいお話ができると思います。

(会長)

こういった意見が出ているということで、関係部署にも繋いでいただき検討いただければと思います。

(委員)

2-3の包括的支援事業の推進のところで、高齢者相談センターの周知に努めるとありますが、高齢者相談センターができてから6年ほど経ち、身近で一生懸命活動してもらっているという印象ですが、まだ周知が足りないのでしょうか。

(委員)

実際に高齢者の方々はほとんど知りません。どのようにしたらもっと一般の高齢者の方々が周知してそういうところに相談に行けるのか、私も考えていました。患者さんに説明しても全く知られておらず、結局電話して高齢者相談センターの方に訪問してもらって、やっとたどり着いています。もっと地元に着し、住民の方々に理解してもらえる周知方法を考える必要があると思います。

(事務局)

ご存知の方もいれば、ご存知でない方も多くいらっしゃるのが現状だと思います。毎年パンフレットを作ったり、各種事業を開催して周知に努めているところではありますが、足りていない部分もあると思いますので、周知の方法を検討して引き続き周知を図っていきたいと考えております。

(会長)

先日、上毛新聞に介護の入門的研修について掲載されてました。新聞に載せていただくと、身近に介護の必要性があるように感じられましたので、色んな方法で周知に努めていただければと思います。

(委員)

市から委託を受けている包括支援センターの立場の意見としては、私達が目指すところは地域福祉だと思っています。地域包括支援センターを高齢者だけのものにせず、働いてる世代や子供にも分かってもらえるような政策が必要だと思います。市民全体、極端に言えば生まれた子供のときから関わられるような、そういった視点を持たないと参加者を広げられないと思います。人口減少に対応するためにも、今までのやり方では通用しないので、世代を超えて市民全体で検討・参加できるようなものにするべきではないかと思っています。

また、退職した後も元気なアクティブシニアが地域で活躍できるような場を設けられる政策も検討していただきたいです。

(委員)

高齢者だけでなく、子供も障害者も含めて地域包括支援センターが地域の核となって、地域の様々な課題等を取り組んでいけるよう立ち帰ってもいいと思います。今回の高齢者保健福祉計画は地域福祉とも連携してるなかで、高齢者相談センターという高齢者に特化したものでなく、地域包括支援センターという名称で、多世代の核になるようしっかり位置付けていく必要があると思います。

5ページの基本理念で、子供・高齢者・障害者という言葉が初めてこの計画の中に出てきたところと、基本方針2でも地域共生社会の実現に向けて取り組んでいくということが一つの進歩だと思いました。

17ページのふれあいの居場所の設置については、高齢者のみならず、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図るためにも、子供・障害者を含めた施策にすべきではないでしょうか。

また、前回の協議会でも話題になった、外国人への支援についても検討していただきたいと思います。

(事務局)

介護認定を受ける外国人の方も増えています。そういった方々が介護保険料を払うだけでなく、サービスを受ける権利としてどのようなサービスがあるかということ、周知していくことは非常に大事なことです。この計画の中で取り組めるよう検討していきます。

(委員)

南部の地区は外国人が多いので介護サービスを利用している人もいます。やはり言語の問題があり、日本にいるからといって日本語を流暢に喋れるわけでもない、お孫さんに通訳してもらったり、翻訳機などを使っています。ただ、認知症の人となるとやりとりもさらに難しいです。行政や市民ボランティアで、多国語を話せる通訳さんが訪問介護やデイサービスに同行して通訳してもらえると大変助かりますし、介護だけでなくコミュニケーションとして、精神的な安定にも繋がると思います。そういったコミュニティができると災害時にも役立つと思います。

また、介護の初任者研修についても、外国人向けのものを作ってもらえると、受講者が施設で働くきっかけになり、さらに繋がりは広がると思います。多国籍の外国人がいる伊勢崎ですから、繋がりは様々な分野で必要になってくると思います。

(委員)

多文化共生のために国際課があるのではないのでしょうか。研修や災害時についても、そういった関連部署と連携して周知していく必要があると思います。

(会長)

他に質問はございますでしょうか。

(委員)

33ページに保険外サービスの一覧がありますが、ホームページに掲載の高齢者へのサービスとして給食サービスが載っていましたが、こちらの一覧には載っていないのですか。

(事務局)

給食サービスについては介護保険の予算の事業であるため、31ページに掲載しています。

(委員)

GPSの貸し出しサービスをしている市町村もありますが、伊勢崎市ではそういったサービスは検討されていますか。

(事務局)

30ページにあります、徘徊高齢者位置情報サービスを介護保険のサービスとして実施しています。認知症対策としてGPSの貸し出しをしています。

(会長)

他にご質問等ございますでしょうか。

それでは、第9期高齢者保健福祉計画（案）についてご異議はございませんでしょうか。

ご異議がないようですので、本件については承認することといたします。

4 その他

(会長)

その他につきまして何かございますでしょうか。無ければ事務局の方からございますでしょうか。

(事務局)

事務局から連絡させていただきます。次回の開催につきまして、11月下旬頃を予定しております。10月の下旬に改めて開催通知を発送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは以上で介護保険運営協議会の議事を終了いたしましたので議長の任を解かせていただきます。ご協力大変ありがとうございました。

5 閉会